

# 小規模海運事業者における安全管理の進め方について

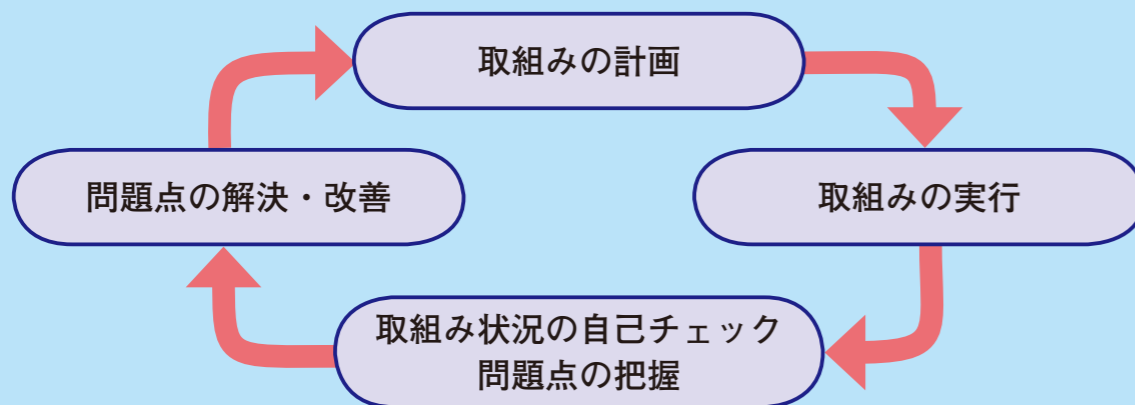
- 運輸サービスのサービスの中で最も重要なものは、「**輸送の安全**」です。
- 輸送の安全を高めるさまざまな取組みの1つとして、平成18年10月から、「**運輸安全マネジメント制度**」が導入されています。

- 「**運輸安全マネジメント制度**」では、各運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となって輸送の安全の確保に取り組むことを前提とし、その取組み状況を国が確認します（「**運輸安全マネジメント評価**」）。
- 国が各運輸事業者の取組みの優れている点を評価し、改善すべき点を助言し、運輸事業者の皆様と一緒に輸送の安全を高めようという制度です。

- 「**運輸安全マネジメント評価**」では、運輸事業者の安全管理の取組みの考え方などを示した「**安全管理規程に係るガイドライン**」を平成18年5月に作成し、このガイドラインをもとに運輸事業者の安全管理の取組み状況をチェックしています。

代表者（経営者）の安全の取組みへの関与・責務遂行

## 安全管理の取組みの流れ



国土交通省ホームページ（運輸安全）  
<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/>

お問い合わせ先

国土交通省大臣官房運輸安全監理官

TEL：03-5253-8797 FAX：03-5253-1531 メールアドレス：g\_MST\_UAK@mlit.go.jp



- 国土交通省では、小規模海運事業者の皆様が、より効果的に安全管理に取り組むことができるよう、このたび 冊子「**小規模海運事業者における安全管理の進め方**」を作成しました。
- 今後、小規模海運事業者の皆様が、安全管理の取組みを進めるにあたって、「**安全管理規程に係るガイドライン**」に代えて、冊子に記載する内容を参考にいただければ幸いです。

（注）小規模海運事業者とは、以下の海運事業者をいいます。

- 旅客事業者
  - ① 海運事業に関係する陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時10名未満の許可事業者（一定の輸送量\*をもつ事業者を除く。）
  - ② 特定旅客定期航路事業者（他の許可事業との兼業を除く。）
  - ③ 届出事業者（外航旅客航路事業者を除く。）
- 内航運送事業者
  - ① 海運事業に関係する陸員（常勤役員を含む。）の人数が常時5名未満の事業者

\*一定の輸送量：年間輸送人員10万人以上または輸送人キロ200万人キロ以上

# 小規模海運事業者における安全管理の進め方

## 1. 代表者（経営者）の役割

- (1) 安全方針の決定と社内周知徹底。
- (2) 年に1回、具体的な安全重点施策（安全目標）を決定し、その達成に向け安全運航に努力。
- (3) 重大な事故等が発生した場合の対応方法を事前に決定。
- (4) 輸送の安全に必要な人員や設備等を確保・整備。
- (5) 安全管理の取組み状況を年に1回は点検、問題点を改善。
- (6) 安全統括管理者を選任し、次の事項を行わせる。

- ① 安全方針の社内周知。
- ② 安全重点施策（安全目標）の作成とその達成に向けた取組みを推進。
- ③ 代表者（経営者）との連絡を密にし、情報を集め、代表者（経営者）への報告励行。
- ④ 会社の人員規模に応じた安全管理の取組み体制・各自の役割を定め、社内周知。
- ⑤ 安全管理の取組み状況を年に1回は点検、その結果を代表者（経営者）に報告。



## 2. 安全管理の実施

- (1) 輸送の安全に関する情報の伝達  
代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにし、現場の声を適時、適切に把握。
- (2) 法令等の遵守  
社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守。  
代表者（経営者）又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認。
- (3) 輸送の安全に必要な手順・規則  
安全統括管理者は、社員に指示するなどして、輸送の安全に必要な手順・規則を作成・社内周知。
- (4) 教育・訓練  
代表者（経営者）又は安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し、教育・訓練を定期的実施など。
- (5) 事故等の対応
  - ① 社員は、事故が発生した場合は、代表者（経営者）及び安全統括管理者に情報を報告。
  - ② 安全統括管理者は、上記①で報告を受けた事故について、再発防止策を検討・実施。
  - ③ 安全統括管理者は、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報（事故にはならなかったが、「ヒヤッと」した、「ハッと」したできごと）を集め、事故防止に活用。
  - ④ 安全統括管理者は、他社の事故事例などを集め、自社の事故防止に活用。
  - ⑤ 代表者（経営者）は、自ら又は安全統括管理者に指示するなどして、重大な事故等が発生した場合の対応方法を決定し、社内周知など。



## 3. 安全管理の取組み状況の点検と改善

- (1) 安全統括管理者は、少なくとも年に1回、安全重点施策（安全目標）の達成状況や安全管理の取組み状況を「安全管理の取組み状況の自己チェックリスト」を活用するなどして、点検し、その結果を代表者（経営者）に報告。
- (2) 代表者（経営者）は、上記（1）の点検の結果、問題があることが判った場合には、必要な改善を実施。

